

白山市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和元年10月3日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 小川 義昭

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 美川図書館、鶴来図書館、かわち図書館
- 2 監査実施日 令和元年5月28日(火)
- 3 監査実施場所 監査委員事務局
- 4 監査対象 平成30年度
- 5 監査項目 (1) 財務に関する事務の執行状況
(2) 契約に関する事務の執行状況
(3) 財産管理及び施設維持管理状況
(4) その他必要と認める項目
- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 小川 義昭

7 監査の方法

財務に関する事務等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査の結果

財務に関する事務、事業の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 (1) 河内市民サービスセンター 市民サービス課
(2) 鳥越市民サービスセンター 市民サービス課
(3) 鶴来支所 総務課、税務課、市民福祉課
- 2 監査実施日 (1)(2) 令和元年5月31日(金)
(3) 令和元年6月28日(金)
- 3 監査実施場所 (1) かわち保健センター
(2) 鳥越公民館
(3) 鶴来支所
- 4 監査対象 平成30年度
- 5 監査項目 (1) 財務に関する事務の執行状況
(2) 契約に関する事務の執行状況
(3) 財産管理及び施設維持管理状況
(4) その他必要と認める項目
- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 小川 義昭

7 監査の方法

財務に関する事務等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査の結果

財務に関する事務、事業の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 千代野児童センター
- 2 監査実施日 令和元年6月28日(金)
- 3 監査実施場所 千代野児童センター
- 4 監査対象 平成30年度
- 5 監査項目 (1) 財務に関する事務の執行状況
(2) 各種帳簿、証拠書類等の整理保管状況
(3) 財産管理及び施設維持管理状況
(4) その他必要と認める項目
- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 小川 義昭

7 監査の方法

財務に関する事務等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査の結果

財務に関する事務、事業の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 出城公民館、山島公民館、蔵山公民館
- 2 監査実施日 令和元年6月28日(金)
- 3 監査実施場所 出城公民館、山島公民館、蔵山公民館
- 4 監査対象 平成30年度
- 5 監査項目 (1) 財務に関する事務の執行状況
(2) 各種帳簿、証拠書類等の整理保管状況
(3) 財産管理及び施設維持管理状況
(4) その他必要と認める項目
- 6 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 小川 義昭

7 監査の方法

財務に関する事務等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査の結果

財務に関する事務、事業の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。